

第3部 意匠の表現方法の多様化等

願書・図面記載要件の多様化・簡素化

< 関連条文 >

意匠法施行規則様式第8備考7

図形（参考図の図形を除く。）の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入してはならない。ただし、意匠登録を受けようとする意匠に係る形状を特定するための線、点その他のものは記載することができる。この場合は、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるのかを願書の「意匠の説明」の欄に記載する。

意匠法施行規則様式第8備考9

等角投影図法により作成した図又は斜投影図法により作成した図（キャビネット図（幅対高さ対奥行きの比率が1対1対2分の1のもの）又はカバリエ図（当該比率が1対1対1のもの）に限る。）であつて、次の表の左の欄に掲げるものを記載する場合には、その右の欄に掲げる図の全部又は一部を省略してもよい。この場合において、斜投影図法により作成したときは、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を図ごとに願書の「意匠の説明」の欄に記載する。

正面、平面及び右側面を表す図	正面図、平面図又は右側面図
背面、底面及び左側面を表す図	背面図、底面図又は左側面図
正面、左側面及び平面を表す図	正面図、左側面図又は平面図
背面、右側面及び底面を表す図	背面図、右側面図又は底面図
正面、右側面及び底面を表す図	正面図、右側面図又は底面図
背面、左側面及び平面を表す図	背面図、左側面図又は平面図
正面、底面及び左側面を表す図	正面図、底面図又は左側面図
背面、平面及び右側面を表す図	背面図、平面図又は右側面図

1. 改正の趣旨

願書に添付される図面は、意匠登録を受けようとする意匠の形態（形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合）を表したものであり、また、権利設定後においては、その権利の客体を定める直接資料となり、意匠公報での権利の公示においては、その権利内容を表し、そして、登録原簿の一部を構成するものである。

したがって、意匠登録出願人は、願書の記載事項及び願書に添付される図面（あるいは図面に代わる写真、ひな形又は見本）それ自体によって、意匠登録を受けようとする意匠を完結的に明確に特定しなければならない。

しかしながら、現行法令に規定されている願書に添付される図面等における意匠の記載方法は、その特定において、客観的で、確実に意匠の理解が可能である反面、容認されている図法や図面の表現方法が画一的・限定列挙的であることから、多くの図面を要し、出願人の負担は決して小さくはない状況にある。その一方で、コンピュータが高性能化、低価格化により社会に広く普及し、デザイン手法、設計手法などの急速な進展とともに、多様な作図表現が可能ともなっている。

以上のような状況を踏まえて、現行法令の記載要件を見直し、記載された意匠の特定性を担保しつつ、柔軟で多様な記載方法を認めることとしたものである。

2. 新たに認められる図面の記載方法

2.1 図面に求められる要件

前述のとおり、意匠登録を受けようとする意匠は、願書の記載事項及び願書に添付される図面自体から完結的に明確に特定されなければならないが、このうち図面には、その意匠の立体的形状の構成比率をも含んで記載されていること、すなわち、その意匠を任意の方向から見た場合に、その意匠の図を記載することができるだけの事項が記載されていることが必要である。

2.2 図法の拡大

正投影図法は、基本的に 2.1 で述べた図面に求められる要件を満たした図法であるが、産業界において広く用いられているその他の図法においても、それを満たすものについては、今回、新たに認めることとする。

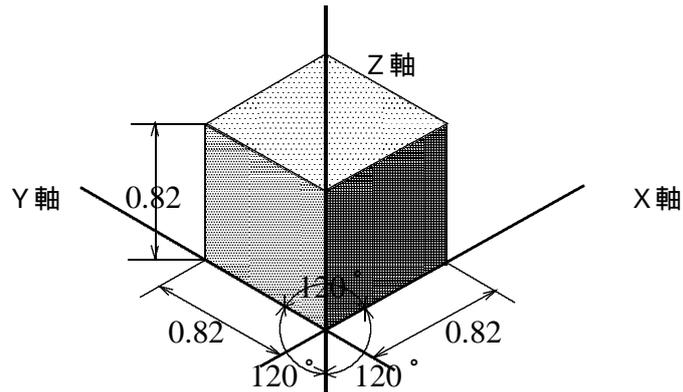
新たに認められる図法は、次のとおりであるが、いずれも、正投影図法により各図同一縮尺で作成された正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図（以下「基本となる六面図」という。）のうちの 3 図と同等な内容を 1 図で表すことが可能な図法である。

(1)新たに認められる図法

等角投影図法

3つの互いに直交する座標軸が互いに120度となるように描く図法である。

等角投影図法による図は、立方体の一辺の長さを1（実長）とすると、それぞれの座標軸方向の長さは、約0.82とやや短くなる。



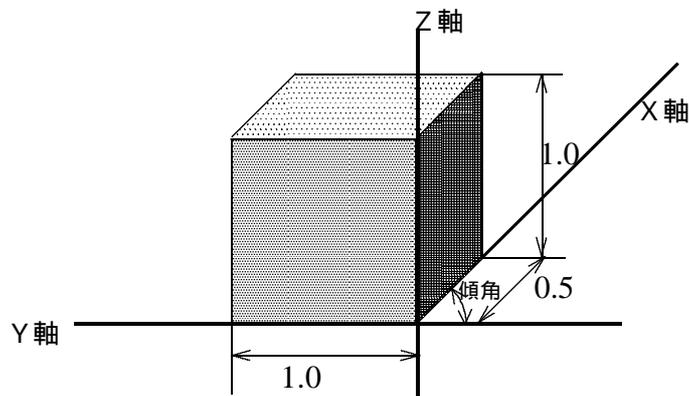
斜投影図法

3つの互いに直交する座標軸のうちYZ軸が直角に交わり、X軸が傾角だけ傾斜するように描く図法であるが、「幅対高さ対奥行き」の比率を1:1:0.5で表すキャビネット図」及び「幅対高さ対奥行き」の比率を1:1:1で表すカバリエ図」に限られる。

-1 キャビネット図

立方体の一辺の長さを1（実長）とすると、YZ軸方向の長さは1、X軸方向の長さは0.5となる図である。

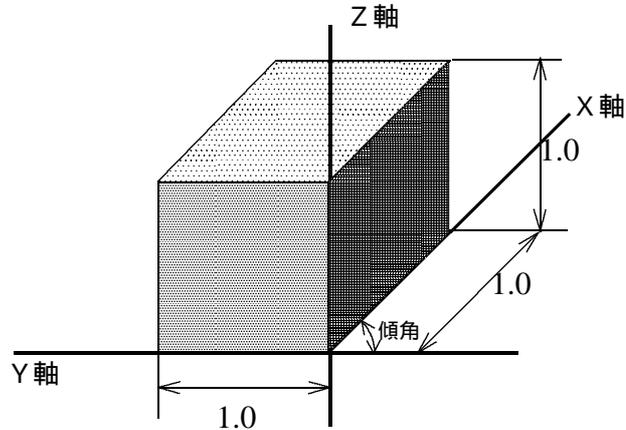
傾角は、任意であるが、45°が最も多く採用される。傾角が定まることにより、次図の例では、XZ軸上の面が正方形と特定される。



-2 カバリ工図

立方体の一辺の長さを1（実長）とすると、YZ軸方向及びX軸方向の長さが全て1となる図である。

傾角は、任意であるが、 45° が最も多く採用される。



- (2)等角投影図法又は斜投影図法により作図された1図によって省略することができる「基本となる六面図」

新たに認められる図法により作図された図を記載したときは、その図と同等な内容の正投影図法による3図又はその一部を省略することができる。

- (3)新たに認められる図法による記載方法

斜投影図法を用いたときは、願書の「意匠の説明」の欄において、キャビネット図、又はカバリ工図の別（注1）及び傾角（注2）を各図ごとに記載しなければならない。

（注1） 斜投影図法により図を作成し、願書の「意匠の説明」の欄において、キャビネット図、又はカバリ工図である旨の記載がないときは、等角投影図法により作成した図として判断する。

（注2） 斜投影図法において傾角の記載がないときは、その図からは形態を特定できない。

図の表示方法

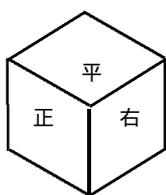
新たに認められる図において、その図と同等な内容の正投影図法による図が、例えば、正面図、背面図、右側面図であったときは、その図の表示は、「正面、背面及び右側面を表す図」としなければならない。

図の記載方法

「基本となる六面図」の平面図に相当する面が上面に、底面図に相当する面が下面の位置となるように記載することが望ましい（記載例参照）。

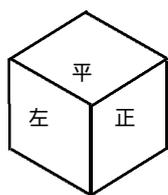
立方体の等角投影図法による記載例 (その他の図法も基本的に同じである。)

「正面,平面及び右側面を表す図」

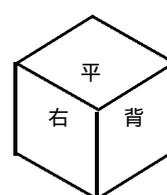
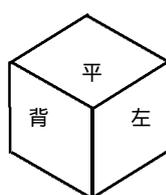


「背面,左側面及び平面を表す図」

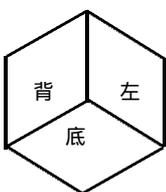
「正面,左側面及び平面を表す図」



「背面,平面及び右側面を表す図」

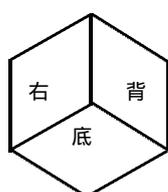


「背面,底面及び左側面を表す図」

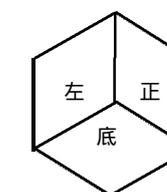
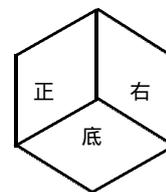


「正面,右側面及び底面を表す図」

「背面,右側面及び底面を表す図」

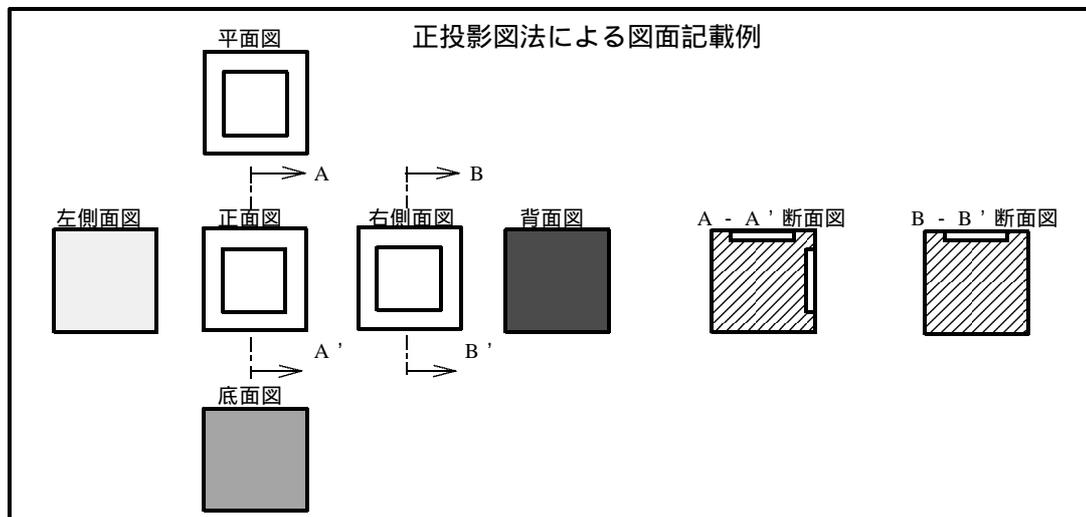


「正面,底面及び左側面を表す図」

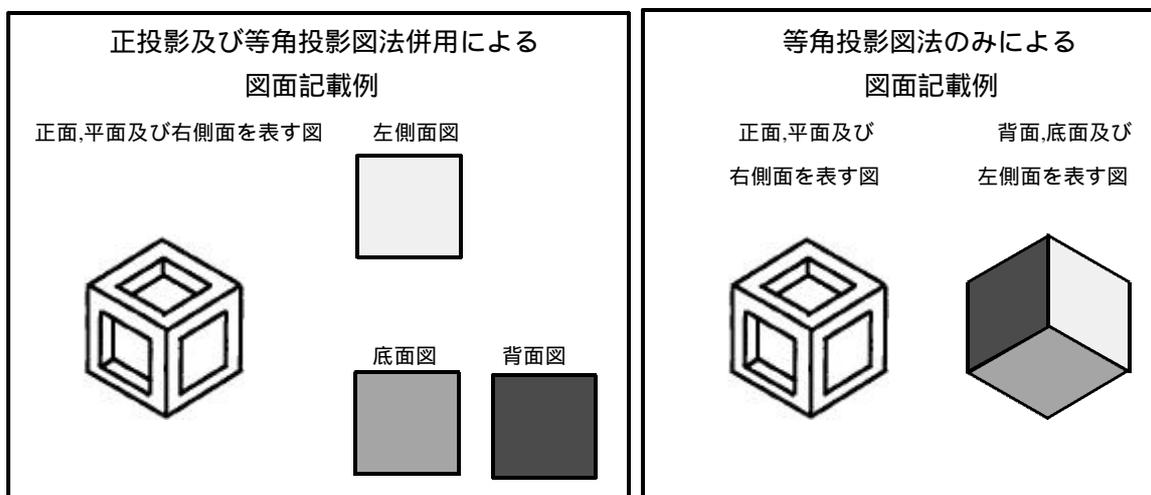


(4)各図法による具体的記載例

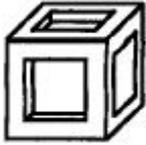
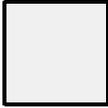
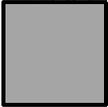
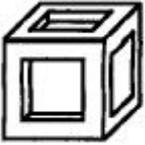
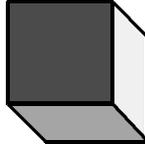
正投影図法で記載すると下記のような形状の意匠について、各図法による具体的記載例を以下に示す。



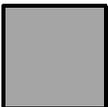
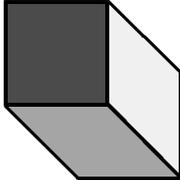
等角投影図法による具体的記載例



斜投影図法（キャビネット図）による具体的記載例

正投影図法及びキャビネット図併用による 図面記載例	キャビネット図のみによる 図面記載例
<p>正面、平面及び右側面を表す図</p>  <p>左側面図</p>  <p>底面図</p>  <p>背面図</p> 	<p>正面、平面及び右側面を表す図</p>  <p>背面、底面及び左側面を表す図</p> 
<p>[意匠の説明] 「正面、平面及び右側面を表す図」は、キャビネット図であり、傾角は45度である。</p>	<p>[意匠の説明] 「正面、平面及び右側面を表す図」「背面、底面及び左側面を表す図」はキャビネット図であり、傾角は45度である。</p>

斜投影図法（カバリエ図）による具体的記載例

正投影図法及びカバリエ図併用による 図面記載例	カバリエ図のみによる 図面記載例
<p>正面、平面及び右側面を表す図</p>  <p>左側面図</p>  <p>底面図</p>  <p>背面図</p> 	<p>正面、平面及び右側面を表す図</p>  <p>背面、底面及び左側面を表す図</p> 
<p>[意匠の説明] 「正面、平面及び右側面を表す図」は、カバリエ図であり、傾角は45度である。</p>	<p>[意匠の説明] 「正面、平面及び右側面を表す図」「背面、底面及び左側面を表す図」はカバリエ図であり、傾角は45度である。</p>

2.3 立体の表面の形状を特定するための新たな記載方法

「基本となる六面図」だけでは形状を特定することができないときにこれまで提出していた「断面図」等の提出負担を軽減するため、立体の表面の形状を特定するための陰（不透明な立体に光を当てたとき、その立体にできる暗部（陰の説明図参照））を表す線、点その他のものを意匠登録出願の添付図面の図形中に記載することを認める。

(1)記載方法

立体表面の形状を特定するための陰は、その表面の凹凸の態様がよくわかるように図形中に記載しなければならない。

陰を表現するときは、例えば、「基本となる六面図」の各図においてそれぞれ左斜め上方45度から平行光線が照射されているものとして、陰が表れる部分に線、点等を記載する。

平坦部分にも光源に対する角度により陰が表れるため、線、点等を記載して、平坦を表すことができる。

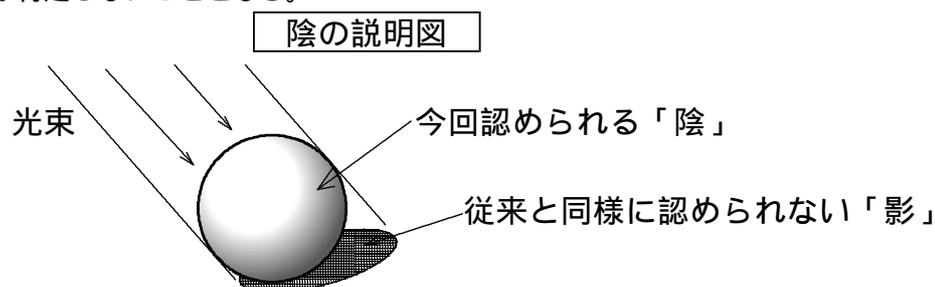
線により立体表面の形状を特定するときは、例えば、形状線よりやや細かい線を用いて狭い間隔の平行線で表す（陰を線で表した具体的記載例参照）。

点により立体表面の形状を特定するときは、例えば、形状線の線幅より小さい径の点を用いて表す（陰を点で表した具体的記載例参照）。

立体表面の形状を特定する線、点等は、「基本となる六面図」、斜視図、参考図等の任意の図に記載することができる。ただし、「基本となる六面図」に記載するときは、六面図全図に記載する必要はないが、一部の図に記載したときは、その一部の図がその他の「基本となる六面図」にも表れる場合は、その他の「基本となる六面図」にも記載しなければならない。

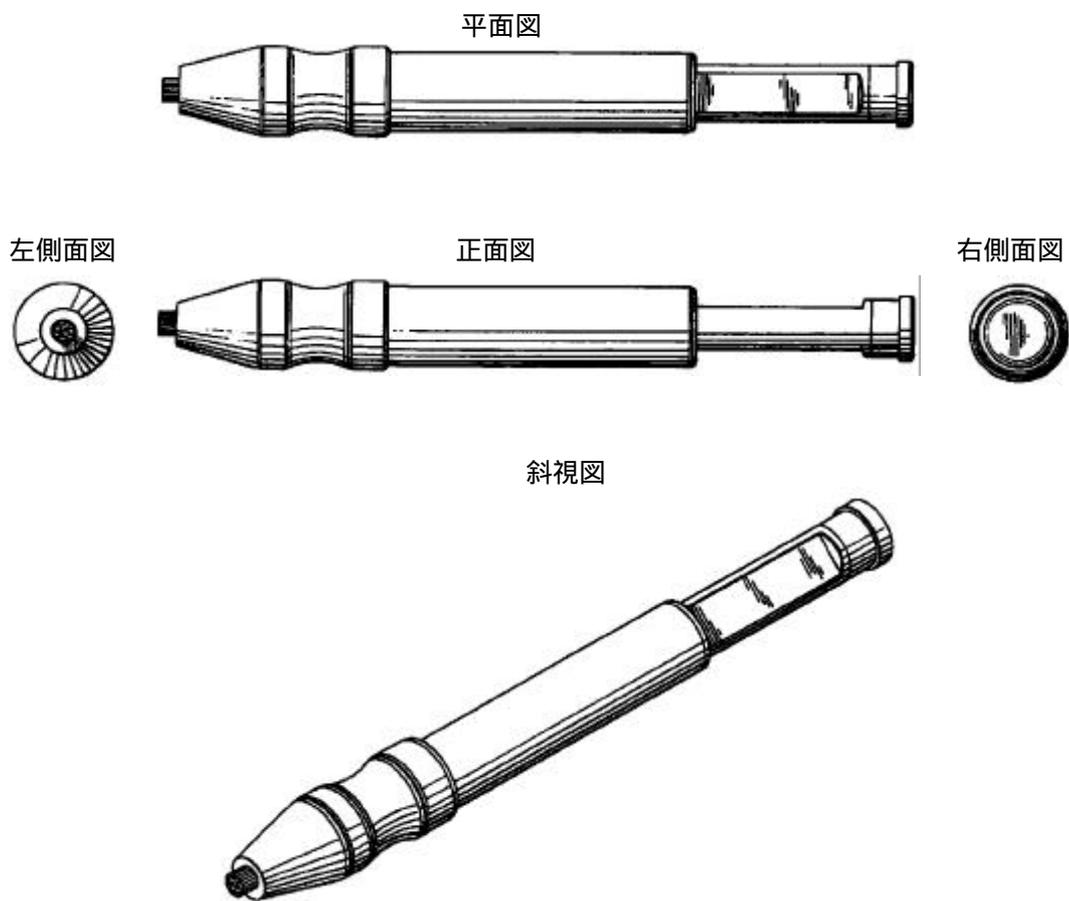
立体の表面の形状を特定するための陰を表す線、点その他のものを記載したときは、願書の「意匠の説明」の欄において、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるかを記載しなければならない。

(注) 立体表面の形状を特定する線、点等を図形中に記載し、願書の「意匠の説明」の欄においてその旨の記載がないときは、これらの線、点等は模様として扱うが、これらの線、点等の態様が各図相互に図法上不一致のときは、模様が特定しないこととなる。



(2) 具体的記載例

陰を線で表した具体的記載例



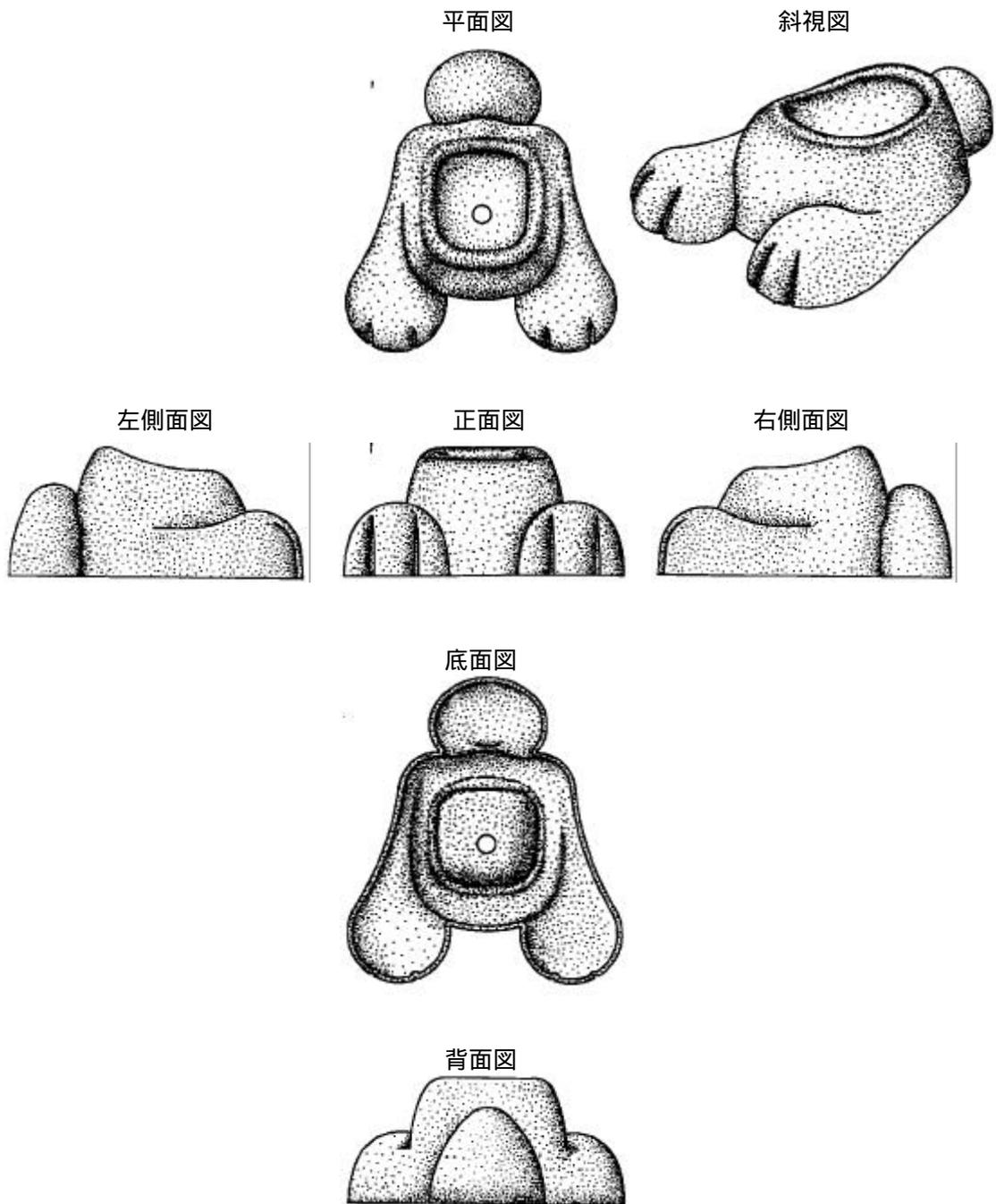
(米国特許登録番号 Des.370,126 より)

意匠に係る物品：クリーニングブラシ

意匠の説明：背面図は正面図と、底面図は平面図とそれぞれ対称に表れるので省略する。

正面図の略下半部分に表された略水平平行状細線、平面図の略下半部分に表された略水平平行状細線及び右方細径部略中央及び左右寄りに表された垂直平行状細線、左側面図の略右半部分に表された放射状細線、右側面図の略中心部分に表された垂直平行状細線及び外周部付近に表された円弧状細線は、いずれも立体表面の形状を表す線である。

陰を点で表した具体的記載例



(米国特許登録番号 Des.370,146 より)

意匠に係る物品：歯ブラシ立て

意匠の説明：各図の表面部全面に表された点は、いずれも立体表面の形状を表す点である。

2.4 CG (コンピュータ・グラフィクス) による図面

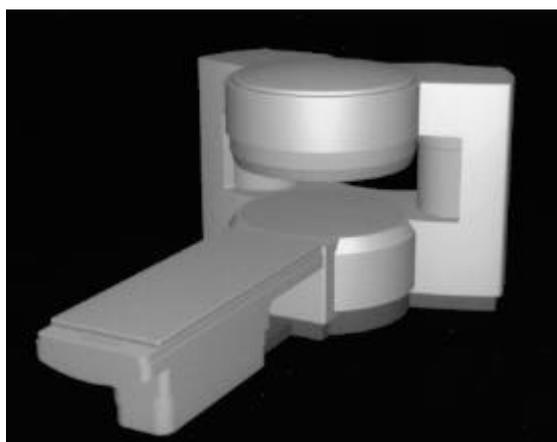
これまでの作図方法が、投影線と投影面との交点の軌跡を形状線として意匠を表現する方法であるのに対して、今回、容認されるCGによる作図方法は、ほとんどの場合、図形に形状線が表されず、明度の変化(立体表面の形状を特定する線、点等の一態様)によってその意匠の表面の形状を表現しており、投影線と投影面を用いて表現するこれまでと同様に意匠の形状を特定できることから、CGにより図面を意匠法施行規則における図面の様式に基づいて作成することを認める。

ただし、図形の中に陰として明度の変化を表しているときには、願書の「意匠の説明」の欄において、その旨及びいずれの記載によりその形状が特定されるかを記載しなければならない。

その記載がない場合は、2.3(注)と同様に扱う。

【CGによる具体的作図例】

斜視図



注：上記斜視図は、CGによる具体的作図例を示したものであり、他の図は省略している。

意匠の説明：斜視図の表面部全面に表された濃淡は、立体表面の形状を表す濃淡である。

2.5 断面図の種類の大

意匠を十分表現することができないときに加える必要な図として、「組合せによる断面図」、「組合せによる切断部端面図」、「片側断面図」、「斜視片側断面図」又は「一部切り欠き斜視断面図」を提出することができる。

(1) 組合せによる断面図・組合せによる切断部端面図

二つ以上の切断面（平面に限る）による断面図の組合せ又は切断部端面図の組合せにより作成される断面図である。

記載要領（具体的記載例 参照）

断面図又は切断部端面図の切断面には平行斜線を引き、その切断箇所を他の参考図に一本の折れ線鎖線で示す。

折れ線鎖線の両端部には、符号を付け、かつ、その両端部には矢印で切断面を描いた方向を示す。また、折れ曲がり部にも前記符号と重複しない符号を付ける。

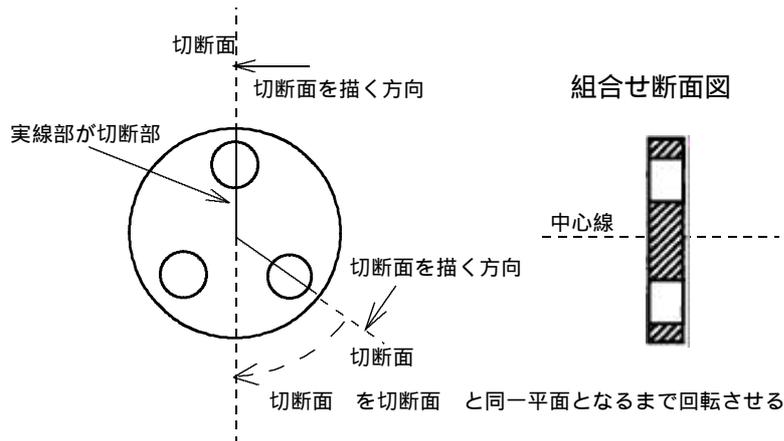
断面図には、折れ曲がり部を鎖線で示し、その一端部に前記で付けた符号と対応する符号を付ける。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。

切断面の交差部に生ずる形状線は、断面図中に表さない。
いずれの切断面においても、切断面を描く方向は、当該切断面と直角方向とする。

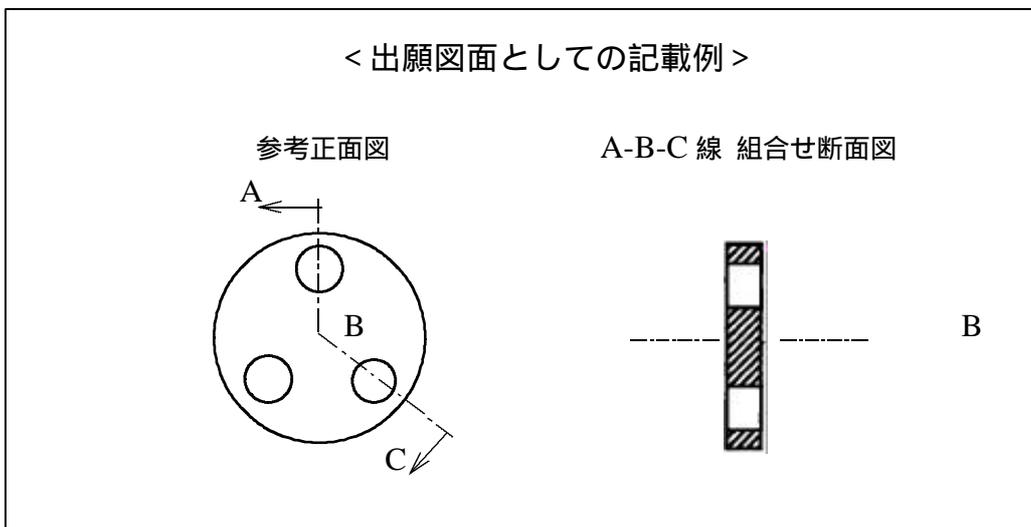
【具体的記載例 1】 相交わる 2 平面（ 、 ）で切断する場合

対象形又はこれに近い形の対象物の場合には、対称の中心線で相交わる 2 平面を切断面とし、一方の断面図を他方の断面図と同一平面となるまで中心線に沿って回転させて一つの断面図とする。

< 組合せ断面図の基本的考え方 >



< 出願図面としての記載例 >

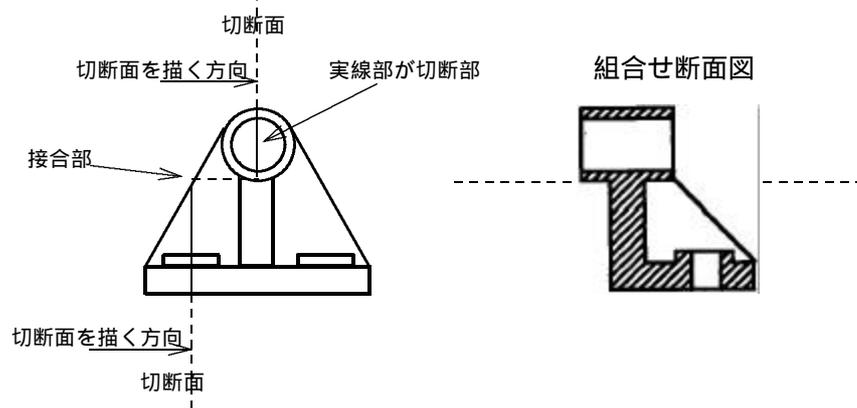


注：上記記載例は、組合せ断面図の記載方法を示すためのものであり、他の図は省略している。

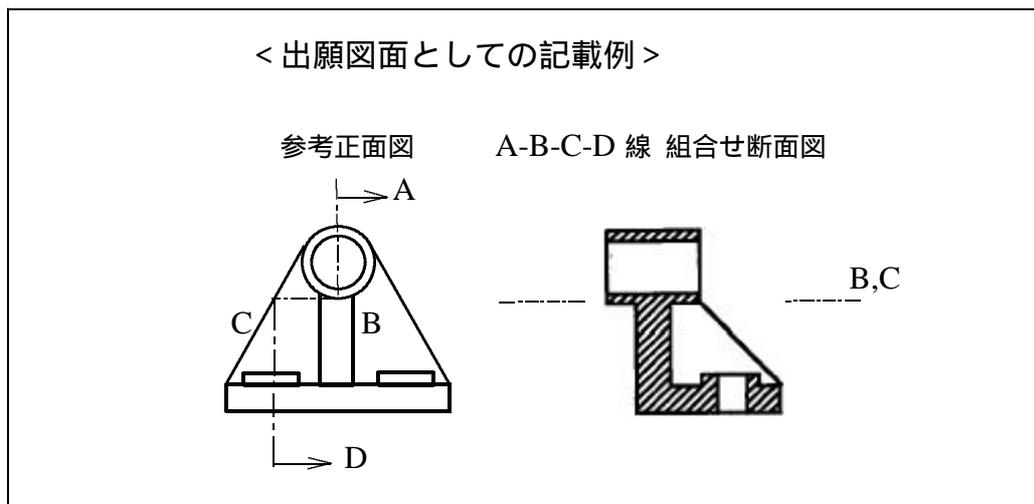
【具体的記載例 2】 平行な 2 平面（ 、 ）で切断する場合

平行な 2 平面を切断面とし、それぞれを任意の位置でつないで一つの断面図とする。

< 組合せ断面図の基本的考え方 >



< 出願図面としての記載例 >

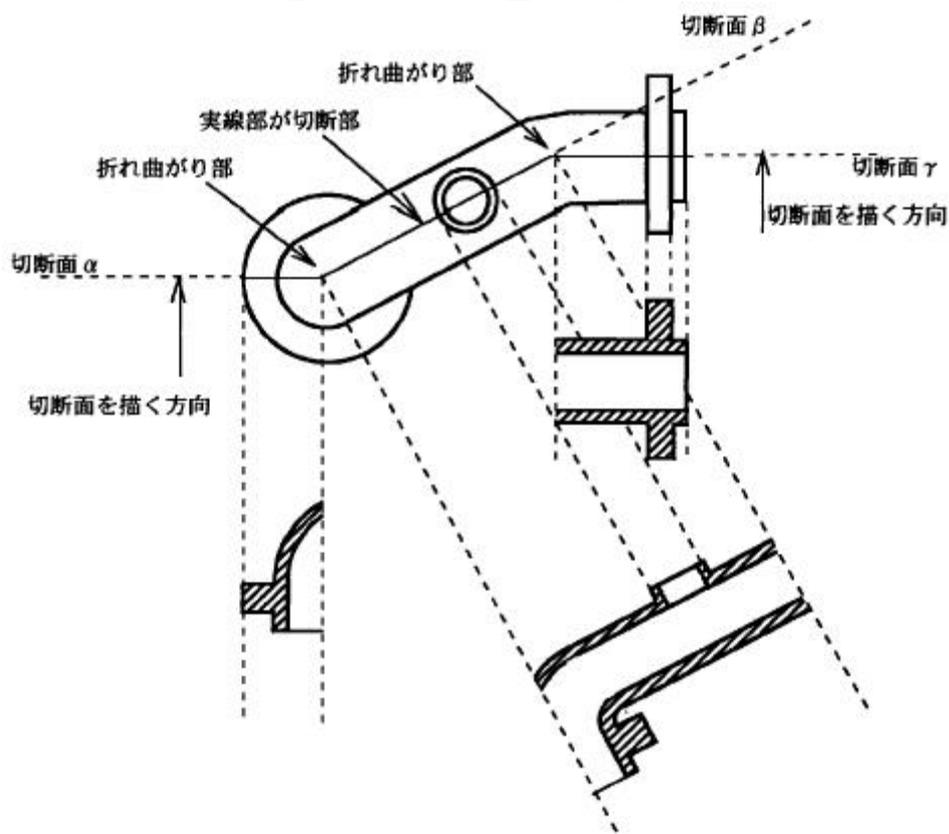


注：上記記載例は、組合せ断面図の記載方法を示すためのものであり、他の図は省略している。

【具体的記載例3】 各部の中心を通る平面（ 、 、 ）で切断する場合

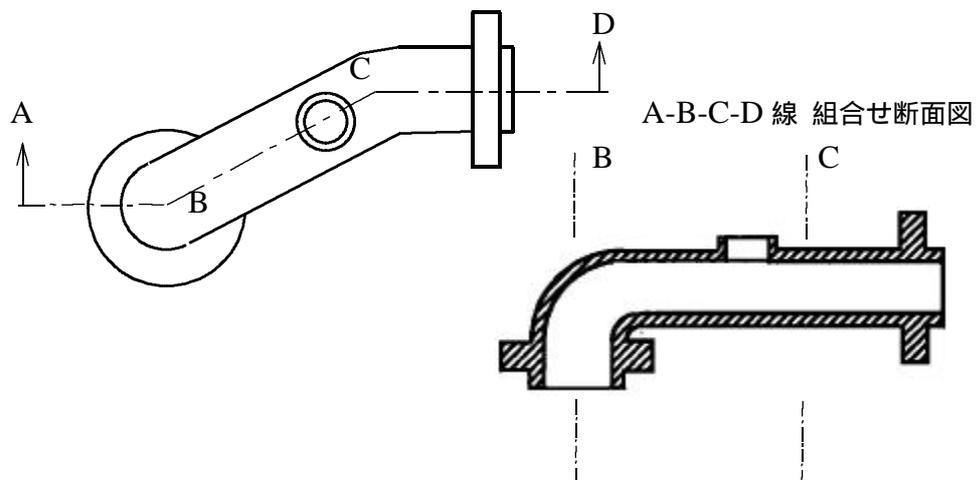
曲がった管などの断面図は、その曲がりの中心を含む平面によって切断し、一つの断面図とする。

< 組合せ断面図の基本的考え方 >



< 出願図面としての記載例 >

参考平面図

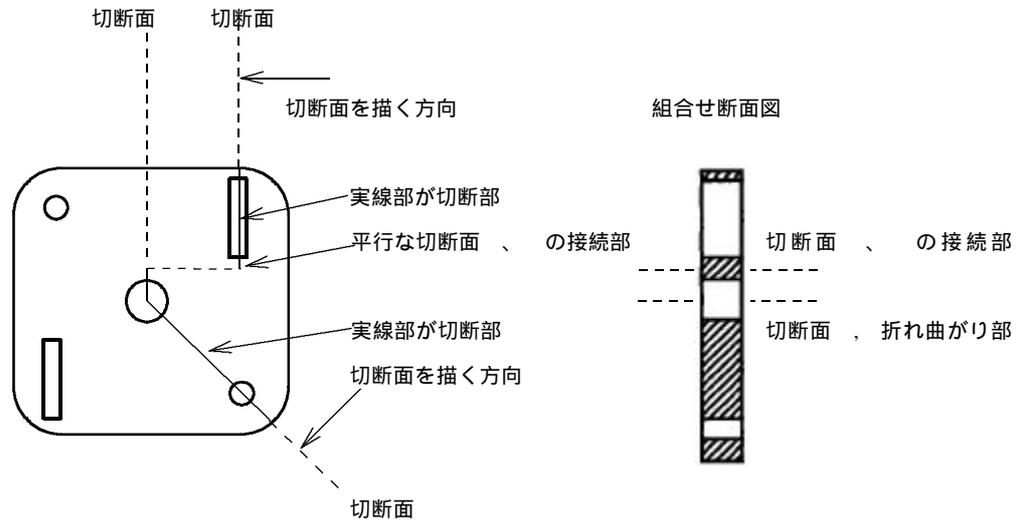


注：上記記載例は、組合せ断面図の記載方法を示すためのものであり、他の図は省略している。

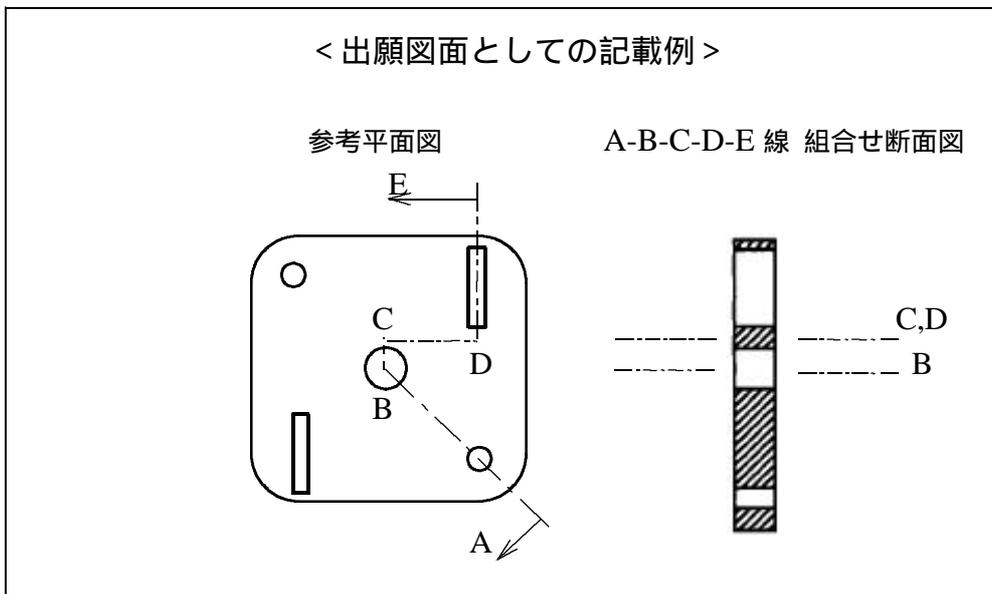
【具体的記載例 4】 複雑な切断面による場合

具体的事例 1 ~ 3 の方法を任意に組合せて一つの断面図とする。

< 組合せ断面図の基本的考え方 >



< 出願図面としての記載例 >



注：上記記載例は、組合せ断面図の記載方法を示すためのものであり、他の図は省略している。

(2)片側断面図

回転体又はそれに準じる立体において、回転軸を通る2つの直角に交わる切断面（平面に限る）により、全体の1/4を切断し、回転軸を中心線として、その両側に外形状の半分と断面図とを一図として表した図面である。

記載要領（具体的記載例 参照）

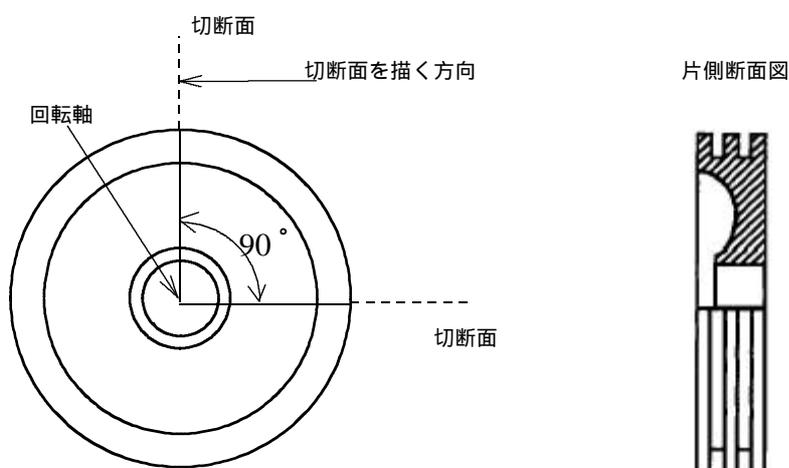
断面図の切断面には平行斜線を引き、その切断箇所を他の図に鎖線で示す。

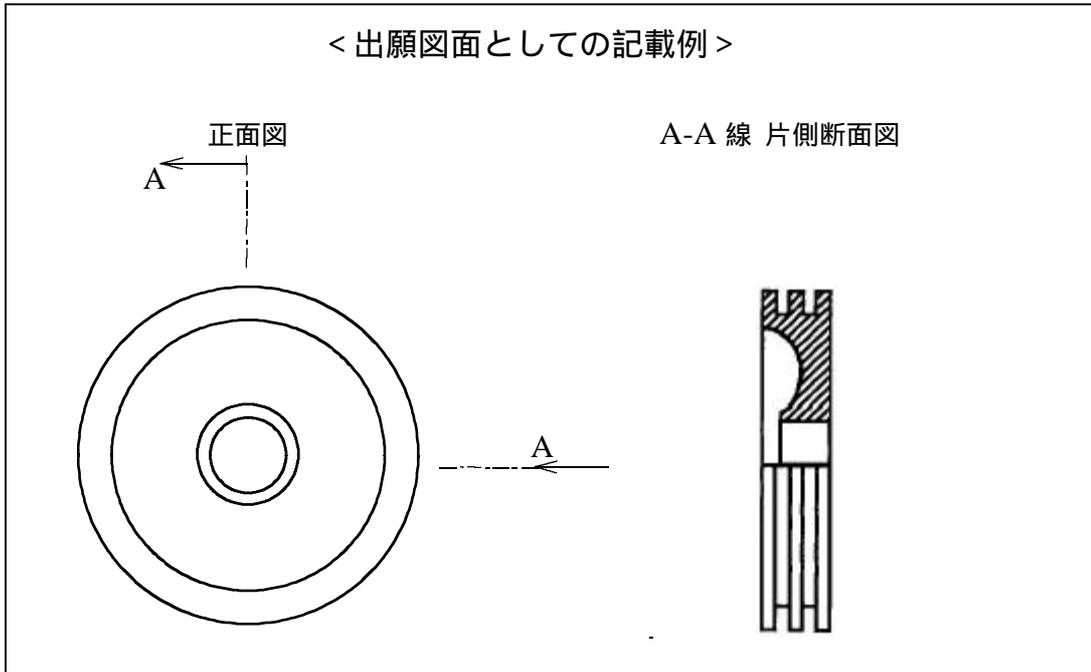
鎖線の両端部には、符号を付け、かつ、その両端部には矢印で切断面を描いた方向を示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。

図の表示は、「～線片側断面図」と記載する。

【具体的記載例5】 回転体の場合

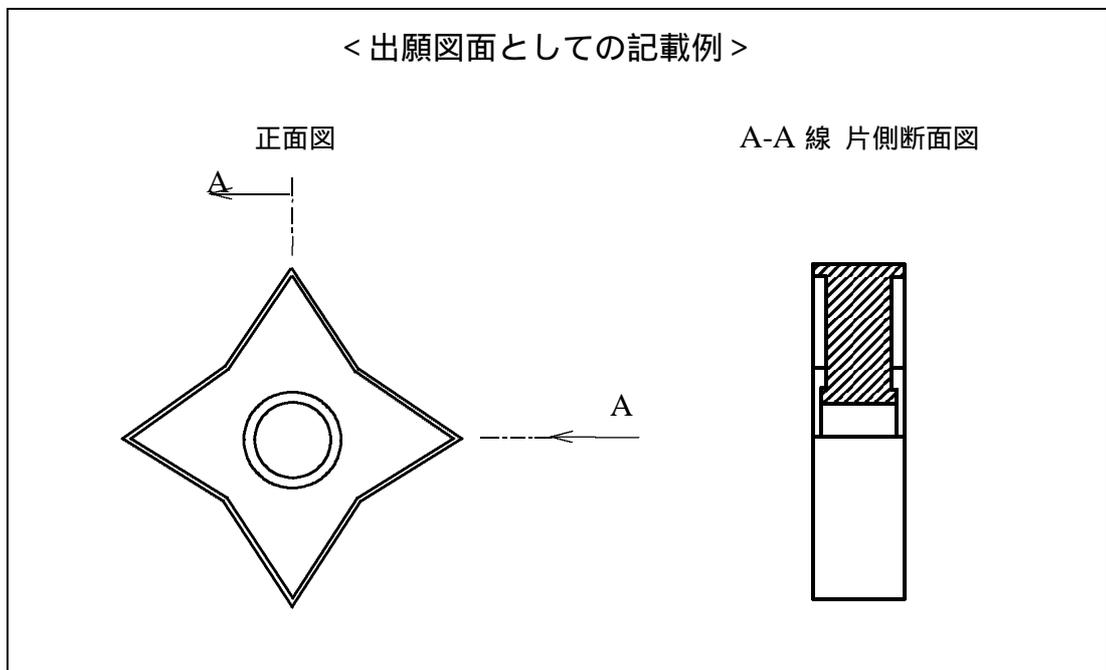
< 片側断面図の基本的考え方 >





注：上記記載例は、片側断面図の記載方法を示すためのものであり、他の図は省略している。

【具体的記載例 6】 回転体に準ずる立体の場合



注：上記記載例は、片側断面図の記載方法を示すためのものであり、他の図は省略している。

(3)斜視片側断面図

斜視片側断面図は、そこに表される断面形状及び立体の表面の形状を特定するための図である。ただし、当該断面図を加えることにより、「基本となる六面図」の全部又は一部の図を省略することはできない。

立体の切断方法は、(2)片側断面図と同様である。

記載要領 (具体的記載例 参照)

断面図の切断面には平行斜線を引き、その切断箇所を他の図に鎖線で示す。

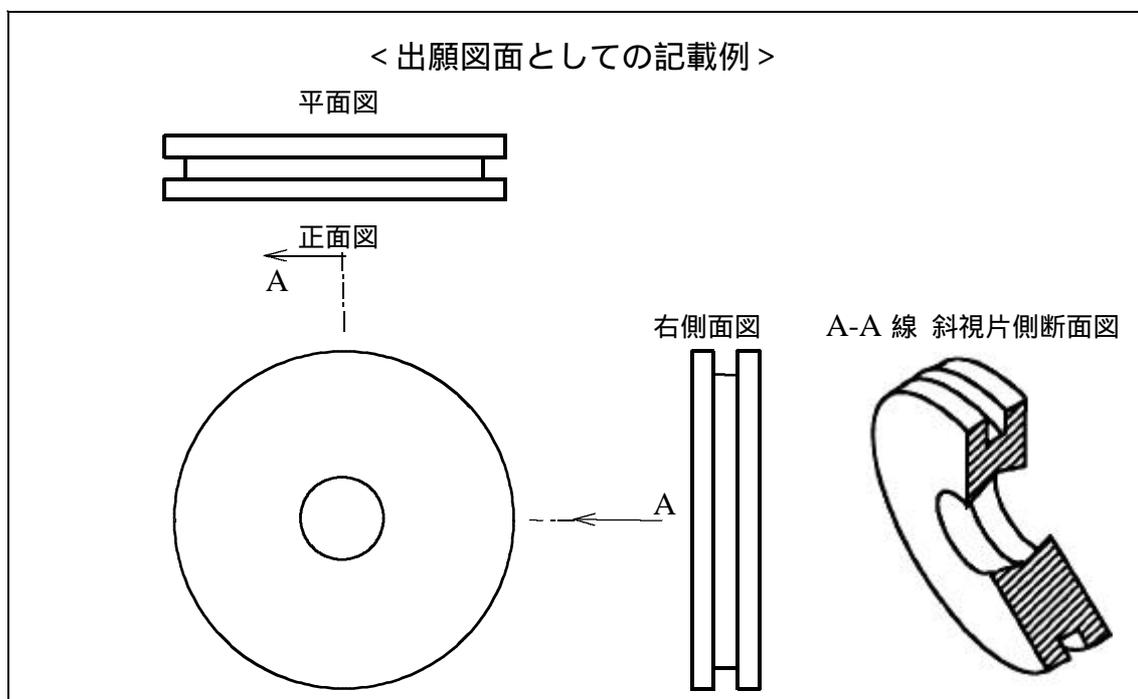
鎖線の両端部には、符号を付け、かつ、その両端部には矢印で切断面を描いた方向を示す。この鎖線は、図形の中に記入してはならない。

図の表示は、「～線斜視片側断面図」と記載する。

斜視片側断面図を描くにあたって基となった斜視図は、等角投影図法、斜投影図法(キャビネット図、及びカバリエ図に限る。)により表わし、願書の「意匠の説明」の欄に必要事項を記載する(「2.2(1)新たに認められる図法」参照)。

【具体的記載例7】 回転体の場合

(回転体に準じる立体の場合もこの作図方法に準じる。)



注：上記記載例は、斜視片側断面図の記載方法を示すためのものであり、他の図は省略している。A-A線斜視片側断面図は、等角投影図法で表している。

(4)一部切り欠き斜視断面図

一部切り欠き斜視断面図は、そこに表される断面形状及び立体の表面の形状を特定するものではないが、一部切り欠いた部分が透孔であることを特定するときなどに加える図である。

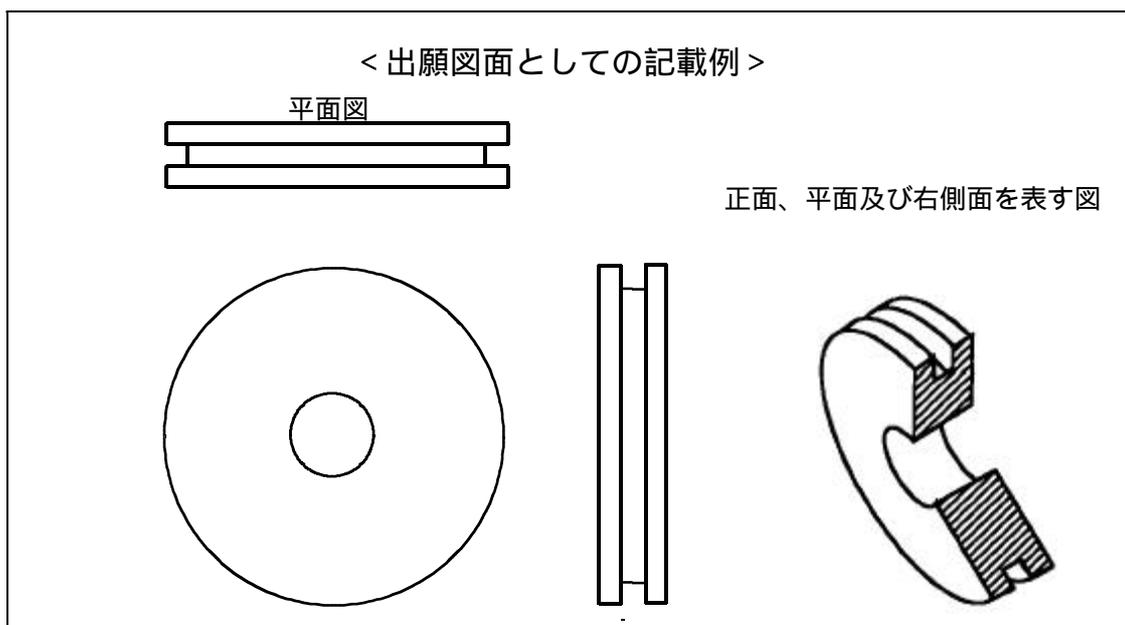
立体の切断方法は、任意である。

記載要領 (具体的記載例 参照)

図の表示は、当該一部切り欠き斜視断面図を描くにあたって基となった斜視図に表れている 基本となる六面図 の表示を付し 例えば「正面、背面及び右側面を表す図における一部切り欠き斜視断面図」と記載する。

回転体に限らず一般的な立体の意匠の場合もこの記載要領に準ずる。

【具体的記載例 8】



注：上記記載例は、一部切り欠き斜視断面図の記載方法を示すためのものであり、他の図は省略している。

形状及び立体の表面の形状は特定することができない。
この例示の場合、当該斜視断面図からは、例えば、正面図中央に表された円形部